

大館市内の事業者の皆様へ！

物価高騰対策 中小事業者GX推進事業費補助金（通常枠）

市内事業所の省エネ化を目的とした 設備転換、特定設備の導入などを支援します！

【対象者】 市内に営業の実態がある中小事業者など

- ・申請は1事業者につき1回まで
- ・中小事業者GX推進事業費補助金（LED化推進枠）との併用はできません
- ・令和7年度以前に実施した中小事業者GX推進事業費補助金の交付を受けた事業者も申請できます
- ・農業協同組合や農業法人、社会福祉法人、NPO法人などは対象外となります

申請期限は
令和8年10月30日(金)
まで！



【補助金額】補助対象経費の2分の1を補助（上限100万円、千円未満切り捨て）

【補助対象経費】

市から事業承認を受け、令和8年11月30日（月）までに支払いや設備導入、
工事施行等が完了した 設計費・工事費・設備費

- 消費税、地方消費税、値引きされた分の金額は補助対象経費になりません
- 大館市以外の補助金制度も利用する場合、その金額を除いた分が大館市の対象となります
- 令和8年11月30日までに支払い・工事施工を完了できなかった場合は補助金の交付ができません

【補助対象事業】 以下の（ ）のうち1つを選択して、必ず事業実施前に申請してください。

同（ ）内の事業であれば複数設備ぶんの申請が可能です。下記(1)の①～④及び(3)(4)の事業については、市内事業者と契約して行うこと。

(1)既存設備を省エネルギー設備※へ転換する事業

- ①照明設備 ※照明設備に関する工事について、本補助金（通常枠）ではLED照明器具への大規模な交換または更新をする事業のみを対象とします。
少額のLED照明器具の交換または更新工事（目安：総工費40万円以下）については、別の「LED化推進枠」をご利用ください。
- ②空調設備 ③業務用冷凍冷蔵庫 ④変圧器 ⑤工作機械 ⑥生産設備 など
（①～⑥すべて、工事の際に必ず元の設備を処分してください）

※省エネルギー設備とは、既存設備と比較して年間CO2排出量が
5%以上削減される設備

(2)特定の省エネルギー設備を導入する事業

- 蓄電池を伴う太陽光発電システム（自家消費用に限る）
- 木質バイオマスボイラー
- 省エネ運転支援装置（エンジン停止時に使用可能な車載型冷暖房設備）
- ビル・エネルギー管理システム（計測・計量・制御・データ保存可能な装置を含むもの）

(3)断熱改修工事事業

建材トップランナー基準を達成した断熱材、複層ガラスの導入、サッシの更新

(4)遮熱塗装工事事業

日射反射率75.0%（近赤外線領域）を超える塗料を用いるもの

※自らの事業目的以外に使用する設備や、賃貸借を目的とする事業所及び設備は対象外

例) 自宅と事業所で兼用する設備、貸主が賃貸物件備え付けの設備を更新するなど

※(3)に関して、自宅兼用事業所の場合は事業専用区画の延べ床面積が建物全体の1/2以上であること

【申請の流れ】事業を実施する前に申請が必要です！

① 市へ事業承認申請 <令和8年10月30日(金)まで>

② 事業の実施(設備導入・工事施行・支払い等)

③ 市へ実績の報告 <事業完了から30日以内>

※令和8年11月中に事業が完了した場合は、令和8年11月30日(月)まで

④ 補助金の交付



事業承認申請時の必要書類 (共通書類+各事業に必要な書類を提出)

共通

- ・ 事業承認申請書(様式第1号)
- ・ 事業計画書(様式第2号)
- ・ 補助対象経費見積書(様式第3号)
- ・ 取得する設備の仕様等を明らかにする書類(仕様書・カタログなど)
- ・ 営業証明書(市税務課窓口、各総合支所、出張所等で取得可能)
※市内に本社がある事業者や条例指定企業等は、定款(法人)または令和7年分確定申告書(個人事業主)でも可

事業(1) (設備転換)

- 更新前の設備の現況写真
- 省エネルギー効果比較証明書(様式第4号)又は省エネルギー診断報告書

事業(2) (特定設備 の導入)

- ◇ 導入予定箇所の図面・設計図等
- ◇ 工事請負契約書・工事内訳明細書の案
- ◇ その他 (導入設備に応じて必要書類が変わります。詳細はHPをご参照ください)

事業(3)(4) (断熱改修・ 遮熱塗装 工事)

- 工事を行う建物の現況写真
- 工事施行予定箇所及び建物全体の面積が分かる図面
- (3)の場合 建材トップランナー基準を達成していることを明らかにする書類
- (4)の場合 塗料の日射反射率の性能を明らかにする書類
- 工事請負契約書・工事内訳明細書の案

<補足事項>

- ・ 中小企業者等とは、中小企業基本法に基づく法人や、個人事業者等を指します
(農業協同組合や農業法人、社会福祉法人等は対象外)
- ・ 省エネルギー効果比較証明書(様式第4号)は、設備の購入先事業者又は設備メーカーなどから証明を受ける必要があります。なお、省エネルギー診断を受けた場合は、当該証明書に代わり診断報告書を提出してください。
(省エネルギー診断実施機関:(一社)省エネルギーセンター、あきた省エネプラットフォームなど)

◎ 詳細および申請書類などはホームページをご覧ください→



【問い合わせ・申請先】大館市商工課：〒017-8555 大館市字中城20番地

TEL：0186-43-7071 / Mail：syoko@city.odate.lg (エルジー).jp